

法人費用弁償規定

(趣旨)

第1条 社会福祉法人白羊福社会、評議員、評議員選任解任委員、第三者委員、理事監事、(以下「評議員、委員、役員」という。)の日当及び費用弁償並びにその支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

当法人の役員等に対する役員報酬は、支給しないものとする。

(日当の額)

第2条 評議員、委員、役員の日当(以下「日当」という。)の額は勤務1回につき4,000円とする。

(職員であるものの特例)

第3条 評議員、委員、役員でかつ、社会福祉法人白羊福社会職員、施設職員であるものに対しては、役員としての日当は支給しない。

(旅費支給規定)

第4条 評議員、委員、役員が法人事務所で業務を行うための旅費交通費に関し必要な事項を定める。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、交通費および宿泊料とする。

	内 容	金 額	備 考
	保育園から1キロ以内	0円	
	保育園から1キロ～2キロ	片道 500円	
	2キロ以上熊本市内	片道 1,000円	
	熊本市外在住	片道 1,500円 片道1,500円を 越える場合は備 考の金額とする	(1)交通費は、最も経済的な通常経路および方法により、旅行した場合の鉄道運賃、航空賃、車賃とする。 (2)鉄道賃は、乗車賃及び急行(特急を含む)料金とする。 (3)車賃は定額の運賃とする。
	遠方在住者1泊につき	13,000円	宿泊料

第6条

評議員、委員、役員の旅行は、旅行命令簿によるほか、理事長からの会議招集通知によることができる。

(準用規定)

第7条この規定に定めるものを除くほか、評議員、委員、役員の日当及び費用弁償の支給方法については、白羊保育園職員就業規則による。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。